

第7回教育委員会会議録

1日 時 平成27年7月21日(火) 開会：14時30分
閉会：16時05分

2場所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員長 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所次長代理(小川主査) 熊毛総合出張所次長 鹿野総合
出張所次長

5書記 教育政策担当補佐 教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位	件名
1	会議録署名委員の指名について
2	周南市文化財審議会委員の委嘱について
3	周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について
4	周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
5	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
6	周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について
7	学校医の解嘱及び委嘱について
8	周南市立図書館協議会委員の委嘱について
9	周南市教科用図書研究調査協議会規則の一部を改正する規則制定について
10	周南市教科用図書研究調査協議会委員の解嘱及び委嘱について

- 7 委員会協議会 (1) 8月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
(2) 6月議会の報告について

- 委員長 ただ今から「平成27年第7回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと片山委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第16号「周南市文化財審議会委員の委嘱について」を議題とします。
この件について、生涯学習課から説明をお願いします。
- 生涯学習課 報告第16号、周南市文化財審議会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書は1ページから2ページをご覧ください。
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。
当審議会は、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審議を行うものでございます。2ページに周南市文化財審議会委員名簿をお示ししております。
周南市文化財審議会規則第3条の定めにより委員の任期は2年となっておりますが、このたび任期満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。
委員の任期は、平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間とし、前委員6名全ての再任をお願いしますのでございます。
以上、ご報告いたします。
- 委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第16号を承認します。
続いて、日程第3、報告第17号「周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。
この件について、人権教育課から説明をお願いします。
- 人権教育課長 報告第17号「周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告申し上げます。
議案書 3ページをお願いいたします。
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定によるものでございます。
人権教育推進協議会は、人権教育を総合的かつ効果的に推進するために、設置されたものでございます。
人権教育推進協議会には、企業関係の委員として周南市企業職場人権教育連絡協議会から1名の委員が就任しておられますが、平成27年6月26日付けの人事異動に伴い、4ページのとおり委員の解嘱及び委嘱をするものでございます。
なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間となり、委嘱日から平成28年3月31日までとなります。
以上、ご報告申し上げます。
- 委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第17号を承認します。
続いて、日程第4、報告第18号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。
この件について、学校教育課から説明をお願いします

- 学校教育課長 報告第18号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」につきましてご報告いたします。
- 提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。
- 周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱につきましては委嘱期間が2年間で、今年度の配置につきましては別紙のとおりでございます。
- 以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。
- 委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
- それでは、報告第18号を承認します。
- 続いて、日程第5、報告第19号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。
- この件について、学校教育課から説明をお願いします。
- 学校教育課長 報告第19号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきましてご報告いたします。
- 提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。
- 周南市教育支援委員会委員の委嘱につきましては委嘱期間が1年間で、今年度の配置につきましては別紙のとおりでございます。
- 以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。
- 委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
- それでは、報告第19号を承認します。
- 続いて、日程第6、報告第20号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」を議題とします。
- この件について、学校教育課から説明をお願いします。
- 学校教育課長 報告第20号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」につきましてご報告いたします。
- 提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。
- 周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱につきましては委嘱期間が5ヶ月間で、別紙のとおりでございます。
- 以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。
- 委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
- それでは、報告第20号を承認します。
- 続いて、日程第7、報告第21号「学校医の解嘱及び委嘱について」を議題とします。
- この件について、学校教育課から説明をお願いします。
- 学校教育課長 報告第21号「学校医の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。
- 提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。
- 学校医の委嘱につきましては委嘱期間が1年間ですが、今回眼科医の上田スミコ先生から辞退の届け出があり、平成27年5月31日付にて解嘱いたしました。
- つきましては、新たな学校医に残任期間の平成27年6月1日から平成28年3月31日

までを委嘱するものでございます。

配置につきましては、13ページでございます。

以上で報告を終わります。

委員長 確認ですが、健診は5月末までに終わっておりますでしょうか？

学校教育課長 5月末ですので終わっております。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第21号を承認します。

続いて、日程第8、報告第22号「周南市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件について、中央図書館長から説明をお願いします。

中央図書館長 報告第22号「周南市立図書館協議会委員の委嘱について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

15ページをご覧ください。

周南市立図書館協議会委員の委嘱につきましては、根拠法令といたしまして、図書館法第14条、第15条及び第16条、さらに、周南市立図書館条例第8条に基づいております。

委嘱期間といたしましては、平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間となっております。

委嘱委員につきましては、周南市立図書館条例第8条に定めておりますとおり、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。」とありますことから、今回は公募委員2名を含む11名を選任しております。

11名のうち新任が4名、他の7名につきましては再任、また、11名のうち女性の委員が6名となっております。

新任の4名につきましては、委員名簿の3段目の石田雅己様、6段目の川野玲子様、下2段の公募委員の石田京子様と貞本久美子様です。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第22号を承認します。

続いて、日程第9、議案第35号「周南市教科用図書研究調査協議会規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 それでは議案書16ページの議案第35号「周南市教科書用図書研究調査協議会規則の一部を改正する規則制定について」をご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、「教育委員会規則の制定又は改廃に関する事」は教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

議案書18ページの新旧対照表をお願いいたします。

本議案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、本年4月1日から施行されたことによりまして、教育長は、従来の市長が教育委員を任命し、教育委員の互選で選任される方法から、市長が直接教育長を任命することに改正されまし

た。

このため、教育長は、教育委員としての身分を有しない特別職として規定されましたことから、第3条で定める協議会委員として、新たに「周南市教育委員会教育長」を加えるものでございます。

なお、議案書17ページの附則にありますように、この規則改正については、新たな教育長の任期開始に合わせて、平成27年7月26日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第35号を決定します。

続いて、日程第10、議案第36号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

議案第36号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の解職及び委嘱について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号に基づくものでございます。

周南市教科用図書研究調査協議会委員の解職及び委嘱につきましては教育長の教育委員任期満了にともなうものであり、別紙20ページのとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第36号を決定します。

その他に何かありますか。

先ほどの議題にありました周南市いじめ問題対策連絡協議会についてなんですが、第1回目の会議はもう開催されていますか？

学校教育課長

開催しています。

委員長

岩手の中学校の自殺の件で、開催してないというような報道がありました。これは協議会ですが、そういうところもあるのだなと思いながら見ておりました。

月谷委員

アンケートもしてないところもあったのではないですか。

委員長

いじめに関するアンケートの実施も行っていないところもあったようですが、いじめに関するアンケートはどうなっていますか？

学校教育課長

アンケートは小中学校とも全校で毎週実施しています。

委員長

わかりました。他市のいじめの事件の報道で気になったことがあったので確認させていただきました。他にはございませんか。

以上で、平成27年第7回教育委員会を終了いたします。

署名委員

松田 敬子 委員

片山 研治 委員
